

奈良市公報

号外第9号

令和元年9月規則等

令和2年3月27日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務カシンス課長
制作 株式会社 明新社

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
9 25	27	奈良市民サービスセンター規則の一部を改正する規則	市民課
9 25	28	奈良市立こども園の管理運営に関する規則及び奈良市延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則	保育総務課
9 26	29	奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部を改正する規則	保育総務課
9 26	30	奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則	人事課
9 26	31	奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則	人事課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
9 6	219	奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示	福祉政策課
9 13	229	奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
9 17	236	奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する告示	保健給食課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
9 12	4	奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	給排水課
9 26	5	奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	給排水課

規 則

奈良市民サービスセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第27号

奈良市民サービスセンター規則の一部を改正する規則

奈良市民サービスセンター規則（平成4年奈良市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「係る」の次に「個人番号の通知及び」を加え、同条中第7号を第11号とし、第6号の次に次の4号を加える。

- (7) 住民基本台帳法に基づく各種届出に関する事。
- (8) 住民基本台帳の調製及び管理に関する事。
- (9) 国民健康保険被保険者証の交付及び返還（住民異動に伴う被保険者の資格の得喪に係るものに限る。）に関する事。
- (10) 住民基本台帳カードに関する事。

附 則

この規則は、令和元年11月25日から施行する。

(令和元年9月25日揭示済)

奈良市立こども園の管理運営に関する規則及び奈良市延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第28号

奈良市立こども園の管理運営に関する規則及び奈良市延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

（奈良市立こども園の管理運営に関する規則の一部改正）
第1条 奈良市立こども園の管理運営に関する規則（平成27年奈良市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

（奈良市延長保育の実施に関する規則の一部改正）

第2条 奈良市延長保育の実施に関する規則（平成27年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号及び第6号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第4条第2号中「支給認定教育・保育」を「教育・保育給付認定」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年9月25日揭示済)

奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第29号

奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部を改正する規則

奈良市一時預かりの実施に関する規則（平成27年奈良市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「利用料」を「利用料等」に改める。

第4条第1号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条の見出し中「利用料」を「利用料等」に改め、同条第3項中「前項」を「第1項」に、「利用料」を「利用料等」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 一時預かりを受ける園児の保護者は、おやつ代及び教材費として園児1人につき1日100円に当該月の一時預かりの利用日数を乗じて得た額を負担しなければならない。第8条第2項を削り、同条第1項中「一時預かりに要する費用（おやつ代及び教材費を含む。以下「利用料」という。）」を「利用料」に改め、「定める額」の次に「当該月の一時預かりの利用日数を乗じて得た額」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該園児が法第30条の4第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもである場合は、当該乗じて得た額から法第30条の11第2項に規定する子どものための教育・保育給付との均衡、子ども・子育て支援施設等の利用に要する標準的な費用の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を減じて得た額を負担しなければならない。

第8条第1項第1号中「300円」を「200円」に改め、同項第2号中「500円」を「400円」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

一時預かりに要する費用（以下「利用料」という。）並びにおやつ代及び教材費（第4項においてこれらを「利用料等」という。）は、月を単位として徴収するものとし、一時預かりを受ける園児の保護者は、次項及び第3項の規定により負担する額を翌月末までに納入しなければならない。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年9月26日揭示済)

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第30号

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則
奈良市臨時職員に関する規則（平成2年奈良市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表事務職の部中「6,300円」を「6,510円」に改め、同表技能職の部及び業務職の部中「6,400円」を「6,510円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の奈良市臨時職員に関する規則別表第1の2の表の規定は、令和元年10月1日以後の勤務に係る給料日額について適用し、同日前の勤務に係る給料日額については、なお従前の例による。
（令和元年9月26日揭示済）

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第31号

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市パートタイム職員に関する規則（平成3年奈良市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1事務職の部中「811」を「840」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の奈良市パートタイム職員に関する規則別表第1の規定は、令和元年10月1日以後の勤務に係る報酬額について適用し、同日前の勤務に係る報酬額については、なお従前の例による。
（令和元年9月26日揭示済）

告 示

奈良市告示第219号

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年9月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（平成29年奈良市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第9条中「5,003単位」を「5,032単位」に、「10,473単位」を「10,531単位」に改める。

別表の1の表中「266単位」を「267単位」に、「1,168単位」を「1,172単位」に、「270単位」を「271単位」に、「2,335

単位」を「2,342単位」に、「285単位」を「286単位」に、「3,704単位」を「3,715単位」に、「378単位」を「380単位」に、「1,647単位」を「1,655単位」に、「389単位」を「391単位」に、「3,377単位」を「3,393単位」に改め、同表の2の表中「430単位」を「431単位」に改め、同表備考に次の1項を加える。

- 5 介護予防ケアマネジメントに要する費用の算定については、この表に定めるもののほか、地域支援事業実施要綱の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の規定は、令和元年10月1日以後に実施される第1号事業に要する費用の算定に適用し、同日前に実施された第1号事業に要する費用の算定については、なお従前の例による。
（令和元年9月6日揭示済）

奈良市告示第229号

奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年9月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱（平成27年奈良市告示第203号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱

第1条中「子どものための教育・保育給付に係る支給認定」を「教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定」に改める。

第3条の見出しを「(認定申請)」に改め、同条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「第3条」を「第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 施設等利用給付認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、利用（利用予定を含む。）をしている特定子ども・子育て支援施設等を奈良市子ども・子育て支援法施行細則第3条第2項の申請書に記載するものとする。

第4条の見出しを「(教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定の変更)」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第1項又は第2項」に改め、同条第2項中「支給認定変更申請書」を「教育・保育給付認定変更申請書」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改める。

第5条中「子どものための教育・保育給付支給認定再交付申請書」を「支給認定再交付申請書」に改める。

第6条第2項中「第2条第2項第2号の書類」を「第2条第2項第2号又は府令第28条の3第2項の書類（同条第1項第4号に係る書類に限る。）」に改め、同項第1号中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改め、同項第2号中「第1条第2号」を「第1条の5第2号」に改め、同項第3号中「第1条第3号」を「第1条の5第3号」に改め、同項第4号中「第1条第4号」を「第1条の5第4号」に改め、同項第5号中「第1条第5号」を「第1条の5第5号」に改め、同項第6号中「第1条第6号」を「第1条の5第6号」に改め、同項第7号中「第1条第7号」を「第1条の5第7号」に改め、同項第8号中「第1条第8号」を「第1条の5第8号」に改め、同項第9号中「第1条第9号」を「第1条の5第9号」に改め、同条第3項第1号中「第1条」を「第1条の5」に改め、同項第3号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項及び第3項」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、「ついで」の次に「第2項及び第4項の規定は、府令第28条の8に規定する施設等利用給付認定の変更の申請について」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、府令第28条の3第1項第4号の書類として、第2項に定める書類のほか、保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書（別記第3号様式）の提出を求めるものとする。

第7条中「第1条第10号」を「第1条の5第10号」に改め、同条第1号及び第2号中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改め、同条第4号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改め、同条第5号中「第1条各号」を「第1条の5各号」に改める。

第8条第1項第1号ア中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改め、同号イ中「第1条第2号」を「第1条の5第2号」に改め、同項第2号ア中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改め、同号イ中「第1条第6号」を「第1条の5第6号」に改め、同項第3号中「第1条第3号」を「第1条の5第3号」に改め、同条第2項中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改め、同条第4項中「支給認定申請」を「教育・保育給付認定申請」に改める。

第9条中「支給認定申請書兼施設利用申込書」を「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」に改める。

第10条第1号から第3号までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4号及び第5号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第7号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第11条第5号、6号及び第8号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第9号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「第1条

第3号」を「第1条の5第3号」に改め、同条第10号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第11号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第12号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第13号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に改め、同条第14号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第12条第1号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第3号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定申請書兼施設利用申込書」を「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」に改め、同条第4号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第13条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第14条中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条第2号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育・保育給付認定保護者が行った申請内容と実態に差異があり、利用調整の順位に影響する場合

第15条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改める。

第16条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第17条中「奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等」を「奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等」に改める。

別記第1号様式中「支給認定変更申請書」を「教育・保育給付認定変更申請書」に、「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定変更申請」を「教育・保育給付認定変更申請」に、「支給認定又は」を「教育・保育給付認定及び」に、「支給認定及び」を「教育・保育給付認定及び」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「第56条第8項及び第9項」を「第56条第7項及び第8項」に改める。

別記第2号様式中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定区分」を「認定区分」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改める。

別記第8号様式中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定区分」を「認定区分」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第7号様式「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定区分」を「認定区分」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第6号様式を別記第7号様式とする。

別記第5号様式中「申込の」を「申込み」に、「施設・事業所」を「施設・事業所に」に、「に入所可能」を「の

利用が可能」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定変更」を「教育・保育給付認定変更」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第3号様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書

保護者氏名

印

私は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の5第1項の規定に基づき、施設等利用給付認定の申請を行いました。この際、同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用申込みを行わなかった主な理由は次のとおりです。

- 既に利用している認可外保育施設を継続して利用するため
(認可外保育施設名：)
- 利用可能な保育所等では、就労等により保育所等の利用を希望する時間帯の保育が行われていないため
(希望する保育時間： 時～ 時)
- 利用可能な保育所等は、自宅や職場から遠いなど地理的に希望に合っていないため
- その他（自由記述）
()

※ 教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用申込みを行っていない、主な理由の1つにチェックすること。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 市長は、この告示の施行の日前においても、施設等利用給付認定に係る必要な手続を行うことができる。
(令和元年9月13日揭示済)

奈良市告示第236号

別記
第1号様式(第5条関係)

奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年9月17日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市学校給食費の管理に関する要綱(平成26年奈良市告示第200号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

様

奈良市長



奈良市学校給食費納入通知書

学校給食費納入について、以下のように定めておりますので、納期限までに手続をお願いいたします。

- 1 納期限
- 2 金額 円
- 3 納入対象 分
- 4 対象者 様
- 5 納付方法
納入の際は、本書の切取線から下を切り離し、指定の金融機関等へお持ち下さい。なお、納付書を紛失された、又はお持ちでない場合は、次に掲げる連絡先までご連絡ください。
- 6 その他

担当課:
連絡先:

<p>奈良市 学校給食費 領収済通知書 (公)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>奈良市会計管理者</td> <td>納付金額</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>納付番号</td> <td></td> <td>納付区分</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10px;">1</td> <td style="width:10px;">5</td> <td style="width:10px;">8</td> <td style="width:10px;">10</td> <td style="width:10px;">11</td> <td style="width:10px;">12</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>給食費</td> <td>円</td> <td>遅延日数</td> <td>日間</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td>遅延損害金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付者</td> <td colspan="3"></td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"> <small>とりまよとめ</small> 金融機関 南都銀行 〒539-8794 大阪貯金事務センター </td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>児童生徒氏名</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>整理年月日</td> <td colspan="3"></td> <td>奈良市(市保管)</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">ATMではお取扱いできません。</p>	口座番号	加入者名	奈良市会計管理者	納付金額	納期限	納付番号		納付区分	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10px;">1</td> <td style="width:10px;">5</td> <td style="width:10px;">8</td> <td style="width:10px;">10</td> <td style="width:10px;">11</td> <td style="width:10px;">12</td> </tr> </table>	1	5	8	10	11	12	給食費	円	遅延日数	日間	領収日付印	合計金額	円	遅延損害金	円		納付者				<small>とりまよとめ</small> 金融機関 南都銀行 〒539-8794 大阪貯金事務センター	住所				氏名				児童生徒氏名					整理年月日				奈良市(市保管)	<p>奈良市 学校給食費 納付書 (公)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>奈良市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>給食費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遅延日数</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遅延損害金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付者</td> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>児童生徒氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">奈良市(金融機関等保管)</p>	口座番号	加入者名	奈良市会計管理者	納期限	給食費	円	合計金額	円		遅延日数	日間		遅延損害金	円		納付者	住所		氏名	児童生徒氏名		納付番号			領収日付印			<p>奈良市 学校給食費 領収証書 (公)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>奈良市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>納付者</td> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>児童生徒氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>給食費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遅延日数</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遅延損害金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記のとおり領収しました。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">(納付者保管)</p> <p style="font-size: x-small;">この領収書は、大切に保存してください。</p>	口座番号	加入者名	奈良市会計管理者	納付者	住所		氏名	児童生徒氏名		納付番号			納期限	給食費	円	合計金額	円		遅延日数	日間		遅延損害金	円		上記のとおり領収しました。			領収日付印		
口座番号	加入者名	奈良市会計管理者	納付金額																																																																																																								
納期限	納付番号		納付区分																																																																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10px;">1</td> <td style="width:10px;">5</td> <td style="width:10px;">8</td> <td style="width:10px;">10</td> <td style="width:10px;">11</td> <td style="width:10px;">12</td> </tr> </table>	1	5	8	10	11	12																																																																																																					
1	5	8	10	11	12																																																																																																						
給食費	円	遅延日数	日間	領収日付印																																																																																																							
合計金額	円	遅延損害金	円																																																																																																								
納付者				<small>とりまよとめ</small> 金融機関 南都銀行 〒539-8794 大阪貯金事務センター																																																																																																							
住所																																																																																																											
氏名																																																																																																											
児童生徒氏名																																																																																																											
整理年月日				奈良市(市保管)																																																																																																							
口座番号	加入者名	奈良市会計管理者																																																																																																									
納期限	給食費	円																																																																																																									
合計金額	円																																																																																																										
遅延日数	日間																																																																																																										
遅延損害金	円																																																																																																										
納付者	住所																																																																																																										
氏名	児童生徒氏名																																																																																																										
納付番号																																																																																																											
領収日付印																																																																																																											
口座番号	加入者名	奈良市会計管理者																																																																																																									
納付者	住所																																																																																																										
氏名	児童生徒氏名																																																																																																										
納付番号																																																																																																											
納期限	給食費	円																																																																																																									
合計金額	円																																																																																																										
遅延日数	日間																																																																																																										
遅延損害金	円																																																																																																										
上記のとおり領収しました。																																																																																																											
領収日付印																																																																																																											

別記第4号様式を次のように改める。
第4号様式(第8条関係)

奈良市長



様

奈良市学校給食費督促状

学校給食費について、次のとおり未納となっております。指定期限までに必ず納付してください。
なお、当初納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年利5%の遅延損害金を別途徴収する場合があります。
指定期限までに納付、連絡等がない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置の手續に着手することになりますので、
あらかじめご了承ください。

【遅延損害金について】
遅延損害金が100円未満のときはその全額を、100円未満の端数金額があるときはその端数金額を切り捨てます。

- 1 対象となる給食費
- 2 対象者 様
- 3 当初納付期限
- 4 未納金額
- 5 指定期限
- 6 納付方法 本書の切取線から下を切り離し、指定の金融機関等で納付してください。

担当課：
連絡先：

奈良市 学校給食費 領収済通知書 (公)

口座番号	加入者名	奈良市会計管理者	納付金額
納期限	納付番号	納付区分	

1 5 6 10 11 13

給食費	円	遅延日数	日間	領収日付印
合計金額	円	遅延損害金	円	
納付者 住所 氏名 児童生徒氏名				とりま とめ 金融 機関 南都銀行 〒539-8794 大阪貯金事務センター
整理年月日	奈良市(市保管)			

ATMではお取扱いできません。

奈良市 学校給食費 納付書 (公)

口座番号	
加入者名	奈良市会計管理者
納期限	
給食費	円
合計金額	円
遅延日数	日間
遅延損害金	円
納付者 住所 氏名 児童生徒氏名	
納付番号	

領収日付印

奈良市(金融機関等保管)

奈良市 学校給食費 領収証書 (公)

口座番号	
加入者名	奈良市会計管理者
納付者 住所 氏名 児童生徒氏名	
納付番号	
納期限	
給食費	円
合計金額	円
遅延日数	日間
遅延損害金	円

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納付者保管)

この領収書は、大切に保存してください。

別記第5号様式の3を次のように改める。
第5号様式の3(第8条関係)

〒 -

年 月 日

様

奈良市長



奈良市学校給食費分納計画書兼納付書

学校給食費の未納金について、下部の納付書にて納付してください。

- 1 対象児童生徒氏名
- 2 学校給食費等負担者氏名
- 3 納付計画

支払回数 全 回

回数	支払予定日	金額	回数	支払予定日	金額
第1回		円	第7回		円
第2回		円	第8回		円
第3回		円	第9回		円
第4回		円	第10回		円
第5回		円	第11回		円
第6回		円	第12回		円

- 4 対象期別 年度(回分)
- 5 納付額
- 6 納付場所 裏面の納付場所一覧をご覧ください。
- 7 納付方法 本書の切取線から下を切り離し、指定の金融機関等で納付してください。

担当課:
連絡先:

奈良市 学校給食費 領収済通知書 (公)

口座番号	加入者名	奈良市会計管理者	納付金額
納期限	納付番号	納付区分	

[Blank box for stamp]

1 5 6 10 11 13

給食費	円	遅延日数	日間	領収日付印
合計金額	円	遅延損害金	円	
納付者 住所 氏名 児童生徒氏名				とりま 金融機 関 南都銀行 〒539-8794 大阪貯金事務センター
整理年月日	奈良市(市保管)			

ATMではお取扱いできません。

奈良市 学校給食費 納付書 (公)

口座番号	加入者名	奈良市会計管理者
納期限	給食費	円
合計金額	遅延日数	日間
遅延損害金	円	
納付者 住所 氏名 児童生徒氏名		
納付番号		
領収日付印		

奈良市(金融機関等保管)

奈良市 学校給食費 領収証書 (公)

口座番号	加入者名	奈良市会計管理者
納付者 住所 氏名 児童生徒氏名		
納付番号	納期限	給食費
円	合計金額	円
遅延日数	日間	遅延損害金
円		
上記のとおり領収しました。		
領収日付印		

(納付者保管)

この領収書は、大切に保存してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年9月17日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市学校給食費の管理に関する要綱別記第1号様式、第4号様式及び第5号様式の3の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和元年9月17日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第4号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月12日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「オ」を「カ」に改める。

第5条第3号アを次のように改める。

ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として施行規則で定めるもの
第5条第3号オ中「エ」を「オ」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
第7条第2項第2号中「オ」を「カ」に改める。

附 則

この規程は、令和元年9月14日から施行する。

(令和元年9月12日揭示済)

奈良市企業局管理規程第5号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月26日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(指定の更新)

第5条の2 条例第12条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。
第11条第1項第3号及び第13条第5号ア中「第5条」を「第6条」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

奈良市企業局指定給水装置工事事業者証

指定第 号

事業者名

事業所所在地

代表者氏名

上記の者は、奈良市企業局指定給水装置工事
事業者であることを証する。

年 月 日

指定の有効期間満了日 年 月 日

奈良市公営企業管理者

印

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現に奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）第12条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定を受けている者がこの規程の施行の日後の最初のこの規程による改正後の奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程第5条の2第1項の規定により指定の更新を受ける場合にあっては、同項中「5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。」とあるのは、「奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改

正する規程（令和元年企業局管理規程第5号）の施行の日（以下この項において「改正規程施行日」という。）の前日から起算して5年（当該指定を受けた日が改正規程施行日の前日の5年前の日以前である場合にあっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間）を経過する日までにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- (1) 条例第12条第1項の指定を受けた日（以下この項において「指定を受けた日」という。）が平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間である場合
1年
- (2) 指定を受けた日が平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間である場合
2年
- (3) 指定を受けた日が平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間である場合
3年
- (4) 指定を受けた日が平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間である場合
4年
- (5) 指定を受けた日が平成25年4月1日から平成26年9月30日までの間である場合
5年

とする。

（令和元年9月26日揭示済）